

# 兵庫県公報

平成19年11月6日 火曜日 第1925号

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○加西市の区域内における字の区域変更(市町振興課) .....	1
○住居表示の実施に伴う伊丹市の区域内における町の設定及び字の区域変更(同) .....	2
○平成19年度兵庫県准看護師試験の実施(医務課) .....	5
○被爆者一般疾病医療機関の指定(疾病対策課) .....	6
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要(水質課) .....	7
○特定計量器定期検査の実施(商業振興課) .....	12
○土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課) .....	13
○市営土地改良事業の施行同意(同) .....	14
○平成19年度地籍調査事業計画(同) .....	14
○平成19年度地籍調査事業の実施(同) .....	14
○漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定(水産課) .....	15
○中播都市計画道路事業の認可(街路課) .....	15
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	16
○都市計画の変更についての案の縦覧(都市計画課) .....	16
○同 上(同) .....	17
○神戸国際港都建設流通業務団地事業の変更認可(同) .....	17
○神戸国際港都建設工業団地造成事業の変更認可(同) .....	18
○道路の位置指定(建築指導課) .....	18
<b>公 告</b>	
○環境影響評価準備書の作成及び縦覧等(都市計画課) .....	18
○環境影響評価準備書の説明会の開催(同) .....	20
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正 .....	20
<b>市町村職員退職手当組合告示</b>	
○議会議員の退任に伴う補欠選挙の実施 .....	21
<b>市町村職員退職手当組合公告</b>	
○平成19年4月1日から平成19年9月30日までの期間における組合の財政状況 .....	21

## 告 示

### 兵庫県告示第1134号

加西市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、加西市長から届出があった。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

変	更	前	変	更	後

大 字	字	地 番	大 字	字
中西町	大 坪	1060 1077の一部 1080の1の一部	尾崎町	西ノ脇

備考 地番は、平成19年8月1日現在の地番である。

#### 兵庫県告示第 1135 号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、伊丹市の区域内において、次のとおり、町の設定及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊丹市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年2月25日からその効力を生ずるものとする。

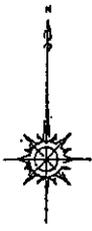
平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

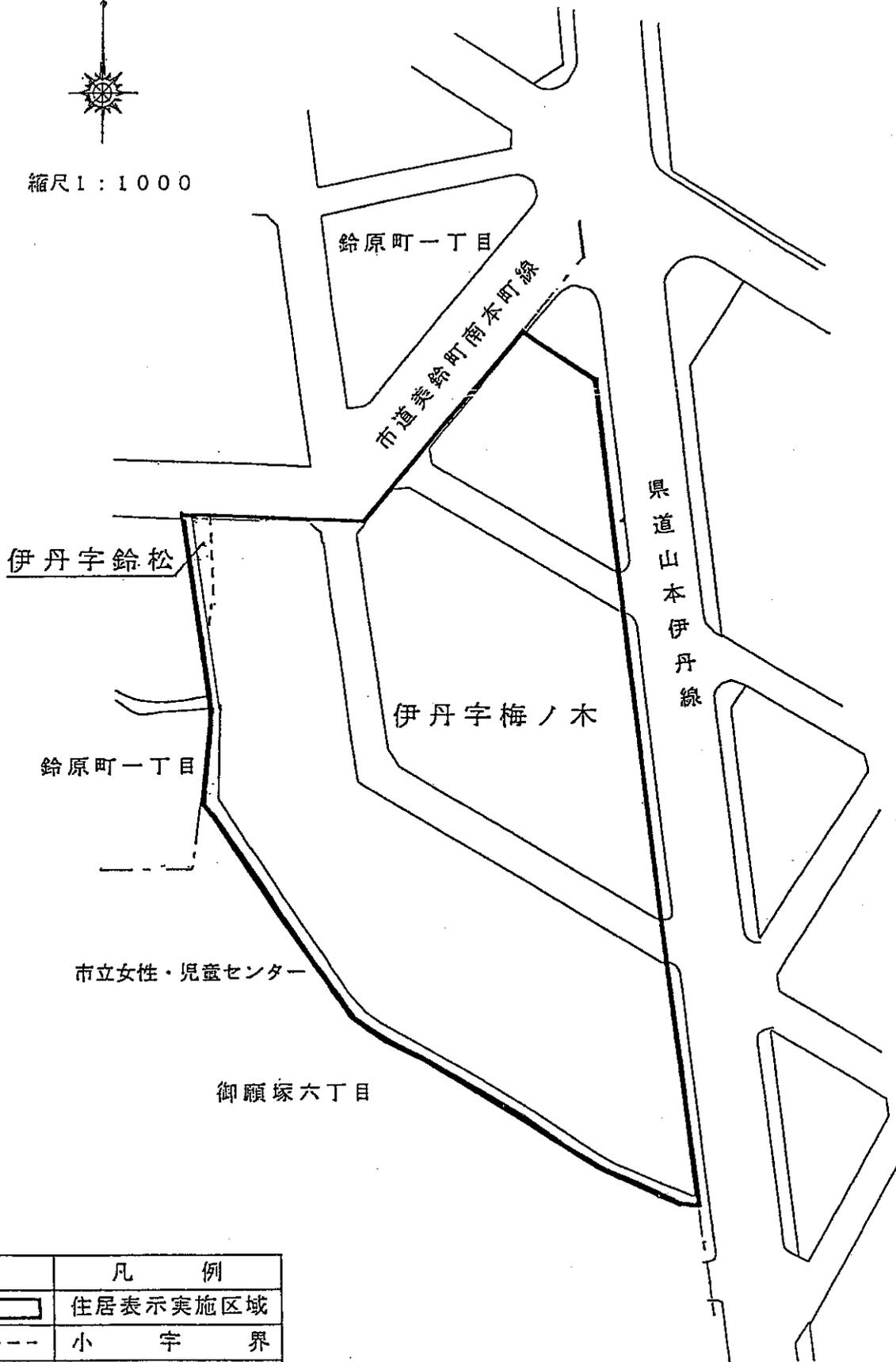
変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる変更前の字名
梅ノ木七丁目	県道山本伊丹線の西側 御願塚六丁目界 鈴原町一丁目界 市道美鈴町南本町線の南側及び東側	伊丹字梅ノ木の一部 伊丹字鈴松の一部

# 梅ノ木地区別図 1



縮尺 1 : 1000

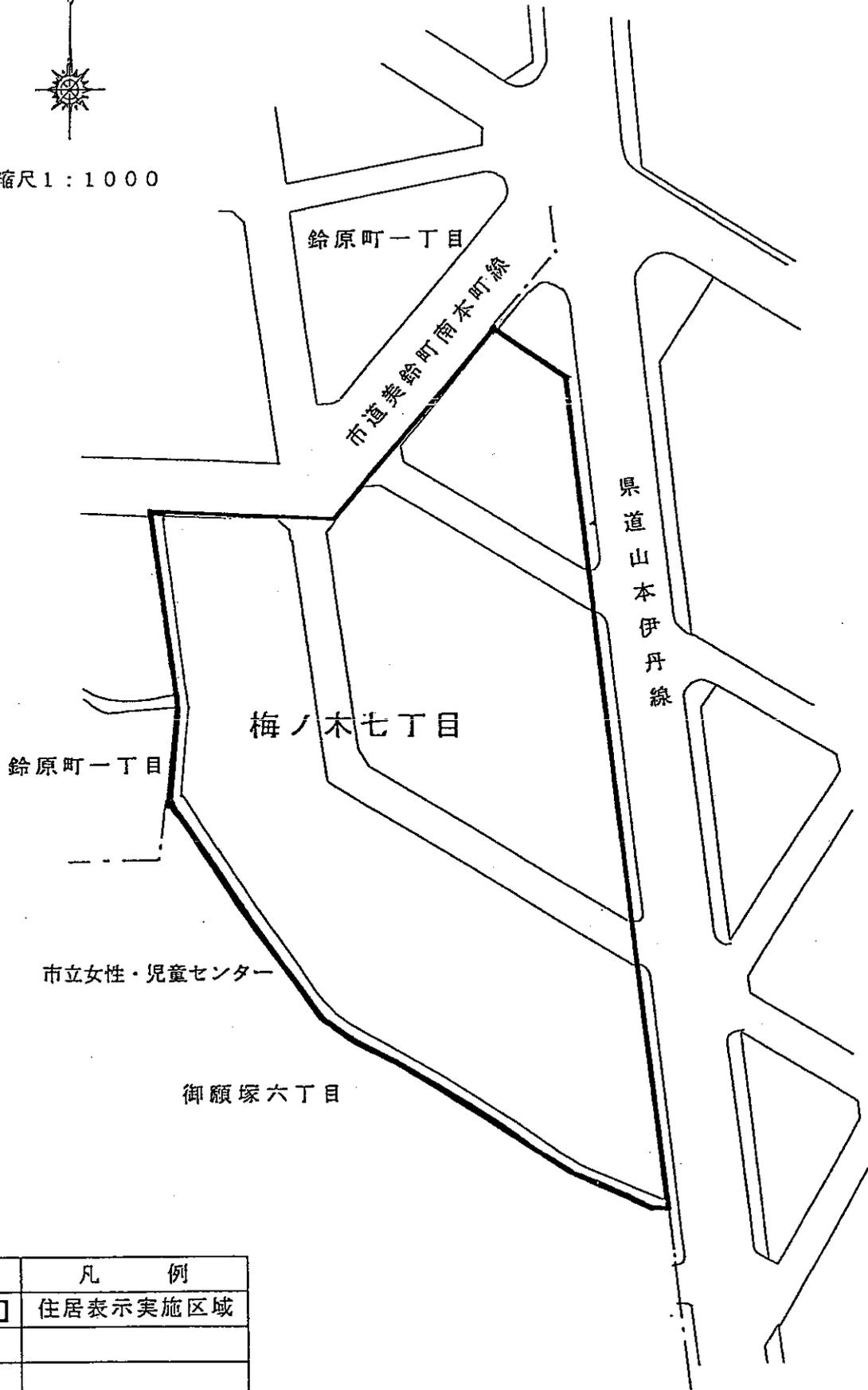


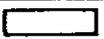
凡 例	
	住居表示実施区域
	小 宇 界

# 梅ノ木地区別図 2



縮尺 1 : 1000



凡 例	
	住居表示実施区域

## 兵庫県告示第1136号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成19年度兵庫県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 試験日時

平成20年2月24日（日） 午後1時30分から午後4時00分まで

## 2 試験場所

兵庫大学

〒675-0101 加古川市平岡町新在家2301

## 3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 4 試験の方法

筆記試験とする。

## 5 受験資格

保健師助産師看護師法第22条の規定に該当する者

## 6 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を証する卒業証明書又は修業証明書

卒業見込み又は修業見込みの者は、卒業見込証明書又は修業見込証明書に代えることができる。ただし、その者は、平成20年3月11日（火）までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

ウ 写真票

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び学校養成所名を記入し、所定の箇所にはり付けること。

## (2) 提出期間

平成19年12月10日（月）から同月18日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間は午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は簡易書留とし、平成19年12月18日（火）必着とする。

## (3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康生活部健康局医務課看護指導係

## (4) 手数料

6,900円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書にはり付けること。ただし、受験願書受付後は、手数料を返還しない。

## 7 受験票の交付

受験願書を受理した者は、受験番号、受験日時及び受験場所を記載した受験票を交付する。

## 8 合格者の発表

平成20年3月13日（木）午前10時より同月14日（金）午後5時まで兵庫県健康生活部健康局医務課前に掲示及び医務課ホームページに掲載する。

なお、合否の問い合わせには応じない。

## 9 試験結果の開示

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第20条第1項の規定による試験結果の開示は、次に定めるところにより口頭で請求できる。

(1) 期間 平成20年3月13日（木）から同年4月11日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（3月13日（木）は午前11時から）

(2) 場所 兵庫県健康生活部健康局医務課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県第1号館4階

(4) 持参するもの 兵庫県准看護師試験受験票

(5) 開示する内容 総合得点

(6) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 開示請求できる者は、本人とする。ただし、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求することができる。

ウ 電話による問い合わせには一切応じない。

10 身体に障害を有する者等の特例措置

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、受験願書等の提出期限内に下記問い合わせ先に申し出ること。申し出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

11 受験についての問い合わせ先

兵庫県健康生活部健康局医務課看護指導係

TEL (078) 341-7711 (内線 3220・3254)

兵庫県告示第1137号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	開設者	所在地	指定年月日
かねむら歯科医院	金村洋一	神戸市東灘区魚崎南町3-12-2	平成19年10月2日
調剤薬局健康堂	久原義正	同 市同 区青木5-6-11-102	同
エレガノ摩耶クリニック	宮崎都志幸	同 市灘区摩耶海岸通1-3-10	平成19年8月28日
春日井クリニック	春日井博志	同 市同区森後町3-3-21	同 年10月1日
運沼泌尿器科クリニック	運沼行人	同 市同区備後町4-1-1-301-2	同 年9月6日
菊地眼科医院	医療法人社団菊地眼科 理事長 菊地 雅史	同 市中央区雲井通8-1-2	同 年10月1日
安伸クリニック	岩崎安伸	同 市同 区港島南町1-4-12	同
山本歯科医院	山本 洋	同 市兵庫区羽坂通3-5-23	平成19年4月1日
兵庫駅前フレンド薬局	株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	同 市同 区駅南通1-2-24	同 年10月1日
濱田 医 院	濱田 曉民	同 市長田区大橋町10-1-27 浜田ビル2F204	同 年4月10日
すみれ薬局	有限会社ユウシンメディカル 取締役 大森 雄二	同 市同 区菅原通4-202-3 キクヤビル1F	同 年9月1日
リファイン調剤薬局	升田 圭子	同 市同 区滝谷町2-4-29	同
有限会社つばさ 訪問看護ステーションほっと	堂本 美津子	同 市同 区鹿松町3-8-21-102号	平成19年8月1日
なぎさ調剤薬局	グリーンファーマシー株式会社 代表取締役 古川健一郎	同 市須磨区磯馴町4-1-3	同
なぎさ調剤薬局若宮店	同 上	同 市同 区衣掛町2-2-10	同
妙法寺中央薬局	同 上	同 市同 区妙法寺辻298-11	同
セントケア訪問看護 ステーション名谷	明海興産株式会社 取締役社長 丑嶋 淳	同 市同 区白川台3-60-7 グラウンドハイツコーワ 白川台101号室	平成19年9月1日
あつた調剤薬局	株式会社あつた調剤 代表取締役 熱田 登	同 市垂水区小東山本町2-1-28	同
フェニックス診療所	医療法人社団一功会 理事長 平井 昭博	同 市西区岩岡町岩岡654-156	平成19年8月23日
小川 眼 科	小川 昌彦	同 市同区学園西町1-13 神戸市高速鉄道 学園都市駅ビル3F	同 年4月1日
なかた歯科クリニック	中田 隆三	同 市同区水谷2-7-1	同 年10月1日

北町センター薬局	グリーンファーマシー株式会社 代表取締役 古川健一郎	同 市北区日の峰2-3-1 神戸北町センタービル1F	同 年8月1日
きむらたくや整形外科 クリニック	木村 琢也	尼崎市水堂町1-3-1	同 年9月1日
笹部内科クリニック	笹部 真人	同 市富松町1-29-18	同 年8月6日
さわだ整形外科	澤田 元幸	同 市塚口町1-12-8 青山塚口ビル2F	同 年10月1日
アオバ薬局園田店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 敏	同 市東園田町9-18-1 井上ビル1F	同 年9月1日
チトセ薬局園田店	同 上	同 市東園田町4-96-6 Sビルディング1F	同
チトセ薬局出屋敷店	同 上	同 市宮内町1-7-16 1F	同
おりた耳鼻咽喉科医院	医療法人社団 おりた耳鼻咽喉科医院 理事長 折田 浩	西宮市下大市東町25-5	同
みやみつ整形外科 リハビリクリニック	医療法人社団 みやみつ整形外科 リハビリクリニック 理事長 宮光 世裕	同 市田中町3-1	同
天羽歯科クリニック	天羽 大介	同 市松籟荘11-22	平成19年8月21日
よしかわ歯科	吉川 博	同 市北六甲台1-24-6	同 年10月16日
アオバ薬局 プレラにしのみや店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 敏	同 市高松町4-8 プレラにしのみや105-2	同 年9月1日
はばらくりニック	羽原 一登	伊丹市池尻4-9-14 リバーサイド池尻1階	同 年8月1日
アルファ歯科医院	院長 小林 英樹	同 市野間8-1-2 あぜりあサンハイツ109	同
すみれ薬局伊丹店	有限会社メディカメント 代表取締役 役重 昌広	同 市池尻4-9-14	平成19年9月1日
エイジデンタルクリニック	医療法人社団 艶美会	宝塚市旭町3-22-9 ランドマーク宝塚2-A号	同 年8月1日
たかだ歯科	高田 剛	同 市中州1-2-24 緑樹逆瀬川アーバンライフ106	同 月20日
チトセ薬局五月台店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 敏	同 市中山五月台2-11-7	平成19年9月1日
医療法人社団みどり会 黒須内科クリニック	医療法人社団みどり会 理事長 井手 通雄	三田市中央町9-38 ユマニティビル1階	同 年10月1日
上田 医 院	上田 佳昭	同 市駅前町4-31	同 年8月8日
楠公堂薬局	株式会社楠公堂薬局 代表取締役 植野 光信	同 市駅前町1-38 JR三田駅NKビル202	同 年9月1日
医療法人社団 にしむら内科クリニック	理事長 西村 和彦	明石市西明石南町2-8-4	同 年6月1日
大西脳神経外科病院	理事長 大西 英之	同 市大久保町江井島1661-1	同 年9月1日
医療法人社団兜坂眼科医院	理事長 兜坂 法文	加古川市平岡町一色726	同 月10日
社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会 いなみ訪問看護ステーション	社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会 会長 大路征矢雄	加古郡稲美町加古4369-3	平成19年10月1日
明愛訪問看護ステーション	株式会社明愛 代表取締役 下澤 陽子	高砂市神爪2-12-8	同 年9月8日
キクヤ調剤薬局	泉 憲政	姫路市香寺町香呂50-15	同 月1日
キノシタヤ薬局新宮店	株式会社木下屋薬局 代表取締役 山本 恭之	たつの市新宮町新宮589-2	同
やまうち歯科	山内 一人	丹波市春日町朝日625-1	平成19年4月1日
アルカ篠山薬局	株式会社アルカ 代表取締役 中島 康伸	篠山市黒岡188-1	同 年7月30日
洲 本 市 五色訪問看護ステーション	洲本市長 柳 実郎	洲本市五色町鮎原西1-1	同 年4月1日

## 兵庫県告示第1138号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ホテルニューアワジ  
洲本市小路谷20番地  
代表取締役 木下 紘一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
ホテルニューアワジ 淡路夢泉景  
洲本市小路谷1052番地の2

(3) 特定施設に関する事項

種別	66号の2ハ 入浴施設		66号の2イ ちゅう房施設	
	変更前	変更後	変更前	変更後
変更前後の区分	変更前	変更後	変更前	変更後
能力	500人/日	492人/日	1,100食/日	1,084食/日
工事着手予定年月日	既設	許可後	既設	許可後
工事完成予定年月日	既設	着手後10箇月	既設	着手後10箇月
使用開始予定年月日	-	完成後	-	完成後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時~24時 18時間	同左	同左	同左
使用時間の季節的変動の概要	夏季に増加	同左	同左	同左
区分	通常	最大	通常	最大
酸素イオン濃度 (水素指数)	7	5.8~8.6	7	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	120	160	200	220
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	120	160	180	200
浮遊物質 (単位 mg/L)	150	200	200	250
窒素含有量 (単位 mg/L)	5	7	5	7
りん含有量 (単位 mg/L)	0.5	1	0.5	1
大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>2</sup> )	-	-	-	-
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	190	190	73	68
		216	73	68
		216	73	68

72号 ㄱ尿処理施設			
変 更 前	変 更 後		
420㎡/日	同 左		
既 設	同 左		
既 設	同 左		
既 設	同 左		
24時間連続	同 左		
同 左	同 左		
通 常	最 大	通 常	最 大
7	5.8~8.6	同 左	
10	15		
20	25		
15	20		
35	40		
3	5		
800以下	800		
374	420	394	420



(5) 排出水の汚染状態及び量

排水口名		No.1	
変更前後の区分		変更前	変更後
排水量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通常	382	394
	最大	428	420
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	7	同左
	最大	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10	
	最大	15	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	20	
	最大	25	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	15	
	最大	20	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	35	
	最大	40	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	3	
	最大	5	
大腸菌群数 (単位 個/ml)	通常	800以下	
	最大	800	

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成19年11月6日から同月27日まで

(2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び洲本市市民生活部環境整備課

兵庫県告示第1139号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、高砂市及び西脇市（黒田庄町の区域を除く。）の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定期間検査機関）

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内  
社団法人兵庫県計量協会

2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
高砂市	平成20年1月17日から同年2月13日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所

西脇市 (黒田庄町の区域を除く。)	平成20年2月19日から同月29日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日
----------------------	---

兵庫県告示第1140号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市上津橋土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	池上 義貴	神戸市西区玉津町出合377番地の2

2 吉島土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	石田 忠作	たつの市新宮町吉島111番地6
同	井口 義照	同 市新宮町吉島637番地1
同	井戸 國夫	同 市新宮町下野334番地
同	八木 利一	同 市新宮町下野151番地
同	津田 敏明	同 市新宮町宮内309番地
同	前田 幸造	同 市新宮町宮内328番地2
同	八木 泰輝	同 市新宮町新宮547番地6
同	八木 貫二	同 市新宮町新宮764番地
同	武内 武三	同 市新宮町井野原224番地1
同	田 淵 工	同 市新宮町井野原489番地4
同	前田 繁	同 市新宮町仙正76番地
同	桂 正 静	同 市新宮町仙正146番地
同	藤井 昭 雄	同 市新宮町中野庄203番地2
同	長谷川 正 男	同 市新宮町中野庄136番地
同	衣笠 正 秋	同 市新宮町下野田407番地1
同	谷本 重 信	同 市新宮町下野田291番地
監事	横田 甚 太郎	同 市新宮町井野原505番地1
同	井口 敏	同 市新宮町吉島161番地
同	八木 義 昭	同 市新宮町新宮1052番地
同	松井 恒 喜	同 市新宮町下野田103番地2

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	石田 忠作	たつの市新宮町吉島111番地6
同	小林 隆司	同 市新宮町吉島228番地1
同	井戸 國夫	同 市新宮町下野334番地
同	八木 利一	同 市新宮町下野151番地
同	津田 重男	同 市新宮町宮内283番地
同	前田 和男	同 市新宮町宮内398番地3
同	八木 泰輝	同 市新宮町新宮547番地6
同	前田 良男	同 市新宮町新宮584番地

同	武 内 武 三	同	市新宮町井野原224番地 1
同	松 下 春 雄	同	市新宮町井野原493番地
同	前 田 賢 治	同	市新宮町仙正93番地
同	井 上 元 芳	同	市新宮町井野原582番地
同	藤 井 昭 雄	同	市新宮町中野庄203番地 2
同	長 谷 川 正 男	同	市新宮町中野庄136番地
同	衣 笠 正 秋	同	市新宮町下野田407番地 1
同	谷 本 重 信	同	市新宮町下野田291番地
監 事	横 田 甚 太 郎	同	市新宮町井野原505番地 1
同	長 谷 川 可 清	同	市新宮町吉島760番地 1
同	八 木 義 昭	同	市新宮町新宮1052番地
同	松 井 恒 喜	同	市新宮町下野田103番地 2

兵庫県告示第 1141 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	事 業 名	地 区 名	同 意 年 月 日
洲 本 市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	三木田地区	平成19年10月22日

兵庫県告示第 1142 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成19年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
兵庫県	佐用郡佐用町のうち広山	平成19年11月から 平成20年3月まで

兵庫県告示第 1143 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により、平成19年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業計画が公示された日  
平成19年11月6日
- 2 調査を実施する者の名称  
兵庫県
- 3 調査地域

佐用郡佐用町のうち広山

4 調査期間

平成19年11月から平成20年3月まで

兵庫県告示第1144号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、平成15年兵庫県告示第884号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中浜坂区域（浜坂町漁業協同組合の地区）を削る。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分
浜坂区域 (浜坂町漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣りはえなわを使用して営む漁業であって浜坂の区域の者が専業として行う漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣りはえなわを使用して営む漁業であって諸寄の区域の者が専業として行う漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣りはえなわを使用して営む漁業であって居組の区域の者が専業として行う漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
	5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	6 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び総トン数20トン以上100トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業及び網漁具を定置して営む漁業

兵庫県告示第1145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

8.7.504号 旧山陽道線

3 事業施行期間

平成19年11月6日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

姫路市龍野町1丁目及び龍野町2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

## 兵庫県告示第1146号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

## 指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
丹 生 地 (1)	美 方 郡	香 美 町	香住区丹生地	北ヶ谷 松  巴	458番の一部、459番の一部、459番1、460番 482番1、483番から486番、487番の一部、488番、489番1、489番2、490番1、491番、492番1、492番2、500番1、500番2、501番、503番1の一部、503番4の一部、503番5、503番6の一部、504番1の一部、504番2、505番、506番、513番、515番、516番1、484番から485番に至る地先の水路敷、500番2から515番に至る地先の水路敷の一部
丹 生 地 (2)	美 方 郡	香 美 町	香住区丹生地	クスク谷 東松巴 トウデン	763番1の一部 764番1、765番、766番、770番から772番、773番の一部、774番の一部、776番2、781番、781番1、785番、788番、789番、790番の一部、791番、792番2、793番の一部 795番、795番地先の水路敷の一部

## 兵庫県告示第1147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画道路  
1.3.6号大阪湾岸線西伸線

## 2 都市計画を変更しようとする土地の区域

神戸市東灘区向洋町東1丁目、向洋町中5丁目、向洋町西1丁目、向洋町西2丁目、向洋町西3丁目及びその地先並びに向洋町西4丁目

神戸市中央区港島1丁目及びその地先、港島2丁目、港島3丁目、港島4丁目及びその地先、港島5丁目及びその地先、港島6丁目、港島中町1丁目並びに港島中町8丁目及びその地先

神戸市兵庫区和田崎1丁目及びその地先並びに遠矢浜町及びその地先

神戸市長田区苅藻島町2丁目及びその地先、苅藻島町3丁目及びその地先、南駒栄町及びその地先並びに駒ヶ林南町地先

## 3 都市計画の案の縦覧期間

平成19年11月6日から同年12月6日まで

## 4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課

## 兵庫県告示第1148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路

3.4.222号広野吉田線

## 2 都市計画を変更しようとする土地の区域

三木市志染町広野2丁目及び3丁目

## 3 都市計画の案の縦覧期間

平成19年11月6日から同月20日まで

## 4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び三木市まちづくり部美しいまちづくり課

## 兵庫県告示第1149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、神戸国際港都建設流通業務団地事業の事業計画の変更に次のとおり認可した。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 施行者の名称

神戸市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設流通業務団地事業

西神流通業務団地

## 3 事業施行期間

平成3年11月8日から平成23年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

神戸市西区見津が丘3丁目、4丁目及び5丁目

同 市同区押部谷町木見字東平山ノ式、字東平山ノ参、字東平山ノ四、字東平山ノ五、字東平山ノ六、

字東山及び字榎谷並びに押部谷町木津字南笹ノ尾  
同 市北区山田町藍那字西山地内

- (2) 使用の部分  
なし

#### 兵庫県告示第1150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、神戸国際港都建設工業団地造成事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設工業団地造成事業  
西神第3地区工業団地造成事業
- 3 事業施行期間  
平成3年11月8日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
神戸市西区見津が丘1丁目、2丁目、4丁目及び5丁目  
同 市同区押部谷町木津字東向井、字藤ノ木、字南向井、字笹ノ尾、字南山、字南笹ノ尾、字鶴羽谷、字東笹山及び字瓜生  
同 市北区山田町藍那字西山地内
  - (2) 使用の部分  
なし

#### 兵庫県告示第1151号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成19年11月6日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19淡路位置 0004号	19. 10. 19	洲本市大野字居内227番5の一部、同字家ノ前228番5の一部、同字居屋敷231番2の一部、232番の一部、233番1の一部、233番2の一部	6.27	14.81
			6.27~6.43	13.00
			6.20~7.30	52.62
			5.00	29.06
第H19淡路位置 0009号	19. 10. 26	南あわじ市北阿万筒井字君ガ淵903番2の一部	6.00	33.50

## 公 告

#### 環境影響評価準備書の作成及び縦覧等

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第14条第1項の規定により、都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第16条の規定により、次のとおり準備

書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

なお、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第18条第1項の規定により、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画決定権者の名称

兵庫県 (代表者) 兵庫県知事 井戸敏三

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線

(2) 種類

一般国道(自動車専用道路)の新設

(3) 規模

延長 約14.5キロメートル

車線数 6車線

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

神戸市東灘区向洋町東1丁目及びその地先、向洋町東2丁目、向洋町東3丁目、向洋町中1丁目、向洋町中5丁目、向洋町西1丁目、向洋町西2丁目、向洋町西3丁目及びその地先、向洋町西4丁目、向洋町西5丁目並びに向洋町西6丁目及びその地先

神戸市中央区港島1丁目及びその地先、港島2丁目、港島3丁目、港島4丁目及びその地先、港島5丁目及びその地先、港島6丁目、港島中町1丁目、港島中町4丁目、港島中町5丁目、港島中町8丁目及びその地先並びに港島南町3丁目及びその地先

神戸市兵庫区和田崎1丁目及びその地先並びに遠矢浜町及びその地先

神戸市長田区荻藻島町2丁目及びその地先、荻藻島町3丁目及びその地先、南駒栄町及びその地先、庄田町2丁目、庄田町3丁目、庄田町4丁目、駒栄町1丁目、駒栄町2丁目、駒栄町3丁目、駒栄町4丁目並びに駒ヶ林南町及びその地先

4 関係地域の範囲

神戸市

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課

(2) 期間

平成19年11月6日から同年12月6日まで

(3) 時間

午前9時から午後5時まで

6 法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第18条第1項の意見書の提出期限、提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限

平成19年11月6日から同年12月20日まで

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(3) その他意見書の提出に必要な事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称を記載すること。

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見を、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

**環境影響評価準備書の説明会の開催**

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第17条第1項の規定により、都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書の説明会を開催する。

平成19年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

**1 都市計画決定権者の名称**

兵庫県（代表者）兵庫県知事 井戸敏三

**2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模****(1) 名称**

神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線

**(2) 種類**

一般国道（自動車専用道路）の新設

**(3) 規模**

延長 約14.5キロメートル

車線数 6車線

**3 都市計画対象事業が実施されるべき区域**

神戸市東灘区向洋町東1丁目及びその地先、向洋町東2丁目、向洋町東3丁目、向洋町中1丁目、向洋町中5丁目、向洋町西1丁目、向洋町西2丁目、向洋町西3丁目及びその地先、向洋町西4丁目、向洋町西5丁目並びに向洋町西6丁目及びその地先

神戸市中央区港島1丁目及びその地先、港島2丁目、港島3丁目、港島4丁目及びその地先、港島5丁目及びその地先、港島6丁目、港島中町1丁目、港島中町4丁目、港島中町5丁目、港島中町8丁目及びその地先並びに港島南町3丁目及びその地先

神戸市兵庫区和田崎1丁目及びその地先並びに遠矢浜町及びその地先

神戸市長田区荻藻島町2丁目及びその地先、荻藻島町3丁目及びその地先、南駒栄町及びその地先、庄田町2丁目、庄田町3丁目、庄田町4丁目、駒栄町1丁目、駒栄町2丁目、駒栄町3丁目、駒栄町4丁目並びに駒ヶ林南町及びその地先

**4 関係地域の範囲**

神戸市

**5 説明会の開催を予定する日時及び場所**

(1) 平成19年11月15日（木） 午後6時30分から午後8時30分（予定）まで 駒ヶ林会館 神戸市長田区南駒栄町1番75号

(2) 平成19年11月16日（金） 午後2時から午後4時（予定）まで 荻藻島クリーンセンター 神戸市長田区荻藻島町3丁目12番28号

(3) 平成19年11月21日（水） 午後7時から午後9時（予定）まで 神戸市立真陽小学校 神戸市長田区二葉町1丁目5番5号

(4) 平成19年11月22日（木） 午後7時から午後9時（予定）まで 港島ふれあいセンター 神戸市中央区港島中町2丁目3番7号

(5) 平成19年11月26日（月） 午後7時から午後9時（予定）まで 神戸市立六甲アイランド小学校 神戸市東灘区向洋町中2丁目7番

(6) 平成19年11月29日（木） 午後7時から午後9時（予定）まで 神戸市立和田岬小学校 神戸市兵庫区和田宮通6丁目1番18号

(7) 平成19年12月2日（日） 午後2時から午後4時（予定）まで 兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目22番15号

**選挙管理委員会告示****兵庫県選挙管理委員会告示第80号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並

びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年11月6日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

2 老人ホームの表西宮市の項中、

特別養護老人ホーム メヌエット	同 市浜脇町4-28
-----------------	------------

を

特別養護老人ホーム メヌエット	同 市浜脇町4-28
アクアマリン西宮浜	同 市西宮浜4丁目15-2
特別養護老人ホーム セントポーリア 愛の郷	同 市山口町上山口1584-1

に改める。

市町村職員退職手当組合告示

兵庫県市町村職員退職手当組合告示第10号

兵庫県市町村職員退職手当組合の議会議員の退任に伴う補欠選挙を次のとおり行う。

平成19年11月6日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

- 1 選挙の期日  
平成19年11月12日（月） 午前10時から午後3時まで
- 2 市町議会の議長が選挙する選挙区、選挙区の範囲、議員の数等

選挙区	選挙区の範囲	議員の数	選挙の場所	選挙長
第1区	宝塚市、川西市、三田市 及び川辺郡	1人	三田市役所	三田市議会議長 今北 義明

市町村職員退職手当組合公告

平成19年4月1日から平成19年9月30日までの期間における組合の財政状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び兵庫県市町村職員退職手当組合財政事情書の作成及び公表に関する条例（平成18年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第9号）第2条の規定により、平成19年4月1日から平成19年9月30日までの期間における組合の財政状況を次のとおり公表する。

平成19年11月6日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

- 1 平成19年度予算の執行状況（平成19年9月30日現在）  
歳入

（単位 千円・％）

区 分	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
負 担 金	16,126,364	7,093,097	7,092,265	44.0	44.0
財 産 収 入	112,033	9,891	9,891	8.8	8.8
繰 入 金	4,759,161	0	0	0.0	0.0
繰 越 金	1,000	1,236	1,236	123.6	123.6
諸 収 入	47,178	30,209	24,984	64.0	53.0
合 計	21,045,736	7,134,433	7,128,376	33.9	33.9

## 歳 出

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	$\frac{(B)}{(A)}$
議 会 費	2,752	70	2.5
総 務 費	66,021	30,354	46.0
給 付 費	20,798,054	738,022	3.5
積 立 金	175,840	9,891	5.6
公 債 費	69	0	0.0
諸 支 出 金	2,000	659	33.0
予 備 費	1,000	0	0.0
合 計	21,045,736	778,996	3.7

## 2 財産及び一時借入金の現在高

## (1) 財産

将来にわたり退職手当支給の健全な財産運営に資するため次のとおり基金を保有しています。

区 分	金 額 (千円)
定 期 預 金 等	7,719,783
有 価 証 券	2,617,658
貸 付 金	6,135,409
計	16,472,850

## (2) 一時借入金

平成19年9月30日現在一時借入金はありません。